

(保 107) F
平成 30 年 7 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 3）

平成 30 年 7 月豪雨に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、平成 30 年 7 月 13 日付（保 103）「平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料 1 の別紙 1、別紙 2 のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、添付資料 3 の被災地域ごとのリーフレットにつきましては、福岡県、島根県が追加となり、京都府の対象保険者が更新されております。その他の県につきましては変更はありません。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 3）
（平 30. 7. 13 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 医療機関・薬局の方々へ
（平 30. 7. 12 リーフレット 厚生労働省）
3. 平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ
（平 30. 7. 13 リーフレット 厚生労働省）

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 13 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(その 3)

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いいたします。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(本日付け事務連絡から、別紙 1、別紙 2 及び参考資料を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和 58 年厚生省告示第 14 号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村の被保険者であって、別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者又は平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者若しくは被扶養者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)若しくは国民健康保険法第19条の被保険者(国民健康保険組合の被保険者)であって、別紙2に掲げる健康保険組合等の被保険者若しくは被扶養者であること。

(2) 平成30年7月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

平成30年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岐阜県	高山市
2		関市
3		中津川市
4		恵那市
5		美濃加茂市
6		可児市
7		山県市
8		飛騨市
9		本巣市
10		郡上市
11		下呂市
12		加茂郡坂祝町
13		加茂郡七宗町
14		加茂郡八百津町
15		加茂郡白川町
16		加茂郡東白川村
17		大野郡白川村
18		岐阜市
19		美濃市
20		加茂郡富加町
21		加茂郡川辺町
22	京都府	福知山市
23		舞鶴市

24		綾部市
25		宮津市
26		京丹後市
27		南丹市
28		船井郡京丹波町
29		与謝郡伊根町
30	兵庫県	豊岡市
31		篠山市
32		朝来市
33		宍粟市
34		赤穂郡上郡町
35		美方郡香美町
36		姫路市
37		西脇市
38		丹波市
39		多可郡多可町
40		佐用郡佐用町
41		養父市
42		たつの市
43		神崎郡市川町
44		神崎郡神河町
45	鳥取県	鳥取市
46		八頭郡若桜町
47		八頭郡智頭町
48		八頭郡八頭町
49		東伯郡三朝町
50		西伯郡南部町
51		西伯郡伯耆町

52		日野郡日南町
53		日野郡日野町
54		日野郡江府町
55	島根県	江津市
56	岡山県	岡山市
57		倉敷市
58		玉野市
59		笠岡市
60		井原市
61		総社市
62		高梁市
63		新見市
64		瀬戸内市
65		赤磐市
66		真庭市
67		浅口市
68		都窪郡早島町
69		浅口郡里庄町
70		苫田郡鏡野町
71		英田郡西栗倉村
72		加賀郡吉備中央町
73		小田郡矢掛町
74	広島県	広島市
75		呉市
76		竹原市
77		三原市
78		尾道市
79		福山市

80		府中市
81		東広島市
82		江田島市
83		安芸郡府中町
84		安芸郡海田町
85		安芸郡熊野町
86		安芸郡坂町
87	愛媛県	今治市
88		宇和島市
89		大洲市
90		西予市
91		北宇和郡松野町
92		北宇和郡鬼北町
93	高知県	安芸市
94		香南市
95		長岡郡本山町
96		宿毛市
97		土佐清水市
98		幡多郡三原村
99		幡多郡大月町
100	福岡県	飯塚市

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岐阜県後期高齢者医療広域連合
2	京都府後期高齢者医療広域連合
3	兵庫県後期高齢者医療広域連合
4	鳥取県後期高齢者医療広域連合

5	島根県後期高齢者医療広域連合
6	岡山県後期高齢者医療広域連合
7	広島県後期高齢者医療広域連合
8	愛媛県後期高齢者医療広域連合
9	高知県後期高齢者医療広域連合
10	福岡県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

① 災害救助法適用市町村に所在する健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	K Y B 健康保険組合	可児市
2	青山商事健康保険組合	福山市
3	麻生健康保険組合	飯塚市
4	イズミグループ健康保険組合	広島市
5	ウラベ健康保険組合	広島市
6	岐阜繊維健康保険組合	岐阜市
7	倉敷中央病院健康保険組合	倉敷市
8	倉紡健康保険組合	倉敷市
9	来島どっく健康保険組合	今治市
10	十六銀行健康保険組合	岐阜市
11	中国銀行健康保険組合	岡山市
12	中国新聞健康保険組合	広島市
13	西川ゴム工業健康保険組合	広島市
14	広島ガス電鉄健康保険組合	広島市
15	広島銀行健康保険組合	広島市
16	広島東友健康保険組合	広島市
17	福山通運健康保険組合	福山市

18	ベネッセグループ健康保険組合	岡山市
----	----------------	-----

② 上記以外の健康保険組合

	健保組合名	所在地
1	A D E K A 健康保険組合	東京都
2	A N A ウイングス健康保険組合	東京都
3	A N A グループ健康保険組合	東京都
4	a z b i l グループ健康保険組合	東京都
5	C&R グループ健康保険組合	東京都
6	D O W A 健康保険組合	東京都
7	GWA 健康保険組合	東京都
8	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
9	J. フロント健康保険組合	大阪府
10	KOA 健康保険組合	長野県
11	L I X I L 健康保険組合	東京都
12	M S D 健康保険組合	東京都
13	N I P P O 健康保険組合	東京都
14	NOK 健康保険組合	東京都
15	NTN 健康保険組合	大阪府
16	SG ホールディングスグループ健康保険組合	京都府
17	S M B C 日興証券グループ健康保険組合	東京都
18	TCS グループ健康保険組合	東京都
19	TOTO 健康保険組合	福岡県
20	TSI ホールディングス健康保険組合	東京都
21	USEN-NEXT GROUP 健康保険組合	大阪府
22	YG 健康保険組合	東京都
23	アイシン健康保険組合	愛知県
24	愛知銀行健康保険組合	愛知県

25	愛知県医療健康保険組合	愛知県
26	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県
27	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県
28	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
29	あおみ建設健康保険組合	東京都
30	青森銀行健康保険組合	青森県
31	アコム健康保険組合	東京都
32	旭化成健康保険組合	宮崎県
33	朝日生命健康保険組合	東京都
34	足利銀行健康保険組合	栃木県
35	アステラス健康保険組合	東京都
36	尼崎機械金属健康保険組合	兵庫県
37	尼崎信用金庫健康保険組合	兵庫県
38	アンリツ健康保険組合	神奈川県
39	イオン健康保険組合	千葉県
40	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府
41	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県
42	石原産業健康保険組合	大阪府
43	いすゞ自動車健康保険組合	神奈川県
44	出光興産健康保険組合	千葉県
45	伊藤忠健康保険組合	大阪府
46	伊藤忠連合健康保険組合	東京都
47	いなげや健康保険組合	東京都
48	イノアック健康保険組合	愛知県
49	イマジカ健康保険組合	東京都
50	伊予鉄道健康保険組合	愛媛県
51	岩手銀行健康保険組合	岩手県
52	印刷製本包装機械健康保険組合	東京都

53	宇部興産健康保険組合	山口県
54	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
55	永大産業健康保険組合	大阪府
56	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
57	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
58	エーザイ健康保険組合	東京都
59	荏原健康保険組合	東京都
60	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
61	遠州鉄道健康保険組合	静岡県
62	大分銀行健康保険組合	大分県
63	大垣共立銀行健康保険組合	岐阜県
64	大阪織物商健康保険組合	大阪府
65	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府
66	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府
67	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
68	大阪港湾健康保険組合	大阪府
69	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
70	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
71	大阪自動車販売店健康保険組合	大阪府
72	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
73	大阪ニット健康保険組合	大阪府
74	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
75	大阪府建築健康保険組合	大阪府
76	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
77	大阪府石油健康保険組合	大阪府
78	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
79	大阪府農協健康保険組合	大阪府
80	大阪線材製品健康保険組合	大阪府

81	大阪薬業健康保険組合	大阪府
82	大沢健康保険組合	東京都
83	大塚商会健康保険組合	東京都
84	オートバックス 健康保険組合	東京都
85	沖電気工業健康保険組合	東京都
86	沖縄海邦銀行健康保険組合	沖縄県
87	沖縄電力健康保険組合	沖縄県
88	オンワード樫山健康保険組合	東京都
89	海空運健康保険組合	東京都
90	外国運輸金融健康保険組合	東京都
91	科学技術健康保険組合	埼玉県
92	鹿児島県信用金庫健康保険組合	鹿児島県
93	片倉健康保険組合	東京都
94	学研健康保険組合	東京都
95	神奈川県医療従事者健康保険組合	神奈川県
96	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県
97	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県
98	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
99	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
100	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
101	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
102	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県
103	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県
104	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
105	カネ力健康保険組合	大阪府
106	兼松連合健康保険組合	大阪府
107	観光産業健康保険組合	東京都
108	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府

109	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都
110	関東百貨店健康保険組合	東京都
111	関東めっき健康保険組合	東京都
112	機缶健康保険組合	東京都
113	キクチ健康保険組合	愛知県
114	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
115	キタムラ健康保険組合	高知県
116	キッコーマン健康保険組合	千葉県
117	紀文健康保険組合	東京都
118	キヤノン健康保険組合	東京都
119	九州電力健康保険組合	福岡県
120	共栄火災健康保険組合	東京都
121	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
122	京三製作所健康保険組合	神奈川県
123	京都自動車健康保険組合	京都府
124	京都信用金庫健康保険組合	京都府
125	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
126	京都府農協健康保険組合	京都府
127	杏林健康保険組合	東京都
128	極東開発健康保険組合	兵庫県
129	キリンビール健康保険組合	東京都
130	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
131	近畿車輛健康保険組合	大阪府
132	近畿しんきん健康保険組合	京都府
133	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
134	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都
135	クラレ健康保険組合	大阪府
136	栗田健康保険組合	東京都

137	くろがね健康保険組合	大阪府
138	黒田精工健康保険組合	神奈川県
139	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
140	経済団体健康保険組合	東京都
141	京成電鉄健康保険組合	東京都
142	京阪グループ健康保険組合	大阪府
143	ケー・ティー・シーグループ健康保険組合	愛知県
144	公庫関係健康保険組合	東京都
145	甲信越しんきん健康保険組合	長野県
146	合同製鐵健康保険組合	大阪府
147	鴻池健康保険組合	大阪府
148	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県
149	神戸製鋼所健康保険組合	兵庫県
150	神戸電鉄健康保険組合	兵庫県
151	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
152	コカ・コーラボトラーズジャパン健康保険組合	愛知県
153	コニカミノルタ健康保険組合	東京都
154	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
155	小松製作所健康保険組合	東京都
156	五洋建設健康保険組合	東京都
157	コロナ健康保険組合	新潟県
158	近藤紡績健康保険組合	愛知県
159	サーラグループ健康保険組合	愛知県
160	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
161	サカイ健康保険組合	福井県
162	サクサ健康保険組合	神奈川県
163	酒フーズ健康保険組合	東京都
164	サザビーリーグ健康保険組合	東京都

165	佐藤工業健康保険組合	東京都
166	サノヤス健康保険組合	大阪府
167	山陰自動車業健康保険組合	島根県
168	三機工業健康保険組合	東京都
169	三協・立山健康保険組合	富山県
170	産業機械健康保険組合	東京都
171	産経健康保険組合	東京都
172	サンデン健康保険組合	群馬県
173	サントリー健康保険組合	大阪府
174	三陽商会健康保険組合	東京都
175	サンリオ健康保険組合	東京都
176	シーイーシー健康保険組合	東京都
177	ジーエス・ユアサ健康保険組合	京都府
178	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
179	J X T Gグループ健康保険組合	神奈川県
180	ジェイティ健康保険組合	東京都
181	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
182	ジェーシービー健康保険組合	東京都
183	滋賀県農協健康保険組合	滋賀県
184	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
185	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県
186	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県
187	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
188	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県
189	静岡県中部機械工業健康保険組合	静岡県
190	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
191	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
192	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県

193	静岡鉄道健康保険組合	静岡県
194	資生堂健康保険組合	東京都
195	七十七銀行健康保険組合	宮城県
196	澁澤健康保険組合	東京都
197	清水銀行健康保険組合	静岡県
198	シミックグループ健康保険組合	東京都
199	シャープ健康保険組合	大阪府
200	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
201	蛇の目ミシン健康保険組合	東京都
202	ジャパンディスプレイ健康保険組合	東京都
203	商船三井健康保険組合	東京都
204	昭和シェル健康保険組合	東京都
205	昭和電工健康保険組合	東京都
206	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ健康保険組合	東京都
207	神鋼商事健康保険組合	大阪府
208	新日鐵住金君津関連健康保険組合	千葉県
209	シンフォニアテクノロジー健康保険組合	三重県
210	すかいらくグループ健康保険組合	東京都
211	スズケン健康保険組合	愛知県
212	鈴屋健康保険組合	東京都
213	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
214	住友大阪セメント健康保険組合	東京都
215	住友共同電力健康保険組合	愛媛県
216	住友倉庫健康保険組合	大阪府
217	スリーエムジャパン健康保険組合	神奈川県
218	セイコー健康保険組合	東京都
219	製紙工業健康保険組合	静岡県
220	生長会健康保険組合	大阪府

221	西武健康保険組合	埼玉県
222	聖隷健康保険組合	静岡県
223	セーレン健康保険組合	福井県
224	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
225	セブソン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都
226	セメント商工健康保険組合	東京都
227	ゼロ健康保険組合	神奈川県
228	センコー健康保険組合	宮崎県
229	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
230	全国硝子業健康保険組合	東京都
231	全国商品取引業健康保険組合	東京都
232	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
233	全国設計事務所健康保険組合	東京都
234	全日本空輸健康保険組合	東京都
235	全農健康保険組合	東京都
236	総合警備保障健康保険組合	東京都
237	倉庫業健康保険組合	東京都
238	双日健康保険組合	東京都
239	象印マホービン健康保険組合	大阪府
240	測量地質健康保険組合	東京都
241	ソト一健康保険組合	愛知県
242	ソニー健康保険組合	東京都
243	第一三共グループ健康保険組合	東京都
244	ダイエー健康保険組合	東京都
245	ダイキン工業健康保険組合	大阪府
246	大正製薬健康保険組合	東京都
247	ダイセル健康保険組合	大阪府
248	大東建託健康保険組合	東京都

249	大同生命健康保険組合	大阪府
250	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
251	大同メタル健康保険組合	愛知県
252	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
253	大日本塗料健康保険組合	大阪府
254	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
255	ダイハツ健康保険組合	大阪府
256	太平電業健康保険組合	東京都
257	太平洋セメント健康保険組合	東京都
258	ダイヘン健康保険組合	大阪府
259	太陽誘電健康保険組合	群馬県
260	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府
261	高島屋健康保険組合	大阪府
262	高田工業所健康保険組合	福岡県
263	宝グループ健康保険組合	京都府
264	多木健康保険組合	兵庫県
265	ダスキン健康保険組合	大阪府
266	近森会健康保険組合	高知県
267	チノン健康保険組合	長野県
268	千葉県自動車販売整備健康保険組合	千葉県
269	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都
270	朝信健康保険組合	東京都
271	通信機器産業健康保険組合	東京都
272	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
273	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
274	ディスコ健康保険組合	東京都
275	デパート健康保険組合	東京都
276	テレビ朝日健康保険組合	東京都

277	電源開発健康保険組合	東京都
278	電興健康保険組合	東京都
279	電線工業健康保険組合	大阪府
280	デンソー健康保険組合	愛知県
281	東京アパレル健康保険組合	東京都
282	東京医科大学健康保険組合	東京都
283	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
284	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
285	東京織物健康保険組合	東京都
286	東京紙商健康保険組合	東京都
287	東京貨物運送健康保険組合	東京都
288	東京機器健康保険組合	東京都
289	東京金属事業健康保険組合	東京都
290	東京化粧品健康保険組合	東京都
291	東京港運健康保険組合	東京都
292	東京実業健康保険組合	東京都
293	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
294	東京証券業健康保険組合	東京都
295	東京スター銀行健康保険組合	東京都
296	東京電子機械工業健康保険組合	東京都
297	東京都医業健康保険組合	東京都
298	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
299	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
300	東京都食品健康保険組合	東京都
301	東京都電機健康保険組合	東京都
302	東京都ニット健康保険組合	東京都
303	東京都木材産業健康保険組合	東京都
304	東京都洋菓子健康保険組合	東京都

305	東京文具販売健康保険組合	東京都
306	東京薬業健康保険組合	東京都
307	東芝健康保険組合	神奈川県
308	東芝機械健康保険組合	静岡県
309	東ソー関連健康保険組合	東京都
310	東プレ健康保険組合	神奈川県
311	東洋水産健康保険組合	東京都
312	東洋製罐健康保険組合	東京都
313	トータルビューティー健康保険組合	京都府
314	徳洲会健康保険組合	大阪府
315	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	東京都
316	栃木銀行健康保険組合	栃木県
317	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
318	ドッドウェル健康保険組合	東京都
319	トッパングループ健康保険組合	東京都
320	トピー健康保険組合	東京都
321	富山県自動車販売店健康保険組合	富山県
322	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
323	豊田自動織機健康保険組合	愛知県
324	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
325	トヨタ車体健康保険組合	愛知県
326	豊田通商健康保険組合	愛知県
327	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
328	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
329	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
330	中井健康保険組合	大阪府
331	長瀬産業健康保険組合	大阪府
332	長野県機械金属健康保険組合	長野県

333	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県
334	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県
335	名古屋文具紙製品健康保険組合	愛知県
336	名古屋木材健康保険組合	愛知県
337	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
338	ナブテスコグループ健康保険組合	兵庫県
339	西日本シティ銀行健康保険組合	福岡県
340	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
341	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
342	日活健健康保険組合	東京都
343	日研グループ健康保険組合	東京都
344	日工健康保険組合	兵庫県
345	日産自動車健康保険組合	神奈川県
346	日新健康保険組合	神奈川県
347	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都
348	日新製鋼健康保険組合	東京都
349	日清製粉健康保険組合	東京都
350	日新電機健康保険組合	京都府
351	日生協健康保険組合	東京都
352	日東電工健康保険組合	大阪府
353	日本合成化学健康保険組合	大阪府
354	日本合板健康保険組合	東京都
355	日本事務器健康保険組合	東京都
356	日本発条健康保険組合	神奈川県
357	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都
358	日本イーライリリー健康保険組合	大阪府
359	日本板硝子健康保険組合	大阪府
360	日本ガイシ健康保険組合	愛知県

361	日本金型工業健康保険組合	東京都
362	日本銀行健康保険組合	東京都
363	日本原子力発電健康保険組合	東京都
364	日本原燃健康保険組合	青森県
365	日本航空健康保険組合	東京都
366	日本高速道路健康保険組合	東京都
367	日本コロムビア健康保険組合	東京都
368	日本情報機器健康保険組合	東京都
369	日本信号健康保険組合	埼玉県
370	日本中央競馬会健康保険組合	東京都
371	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合	東京都
372	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都
373	日本道路健康保険組合	東京都
374	日本年金機構健康保険組合	東京都
375	日本ハム健康保険組合	大阪府
376	日本飛行機健康保険組合	神奈川県
377	日本放送協会健康保険組合	東京都
378	日本マクドナルド健康保険組合	東京都
379	日本ユニシス健康保険組合	東京都
380	ニヤクコーポレーション健康保険組合	東京都
381	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
382	農林中央金庫健康保険組合	東京都
383	ノバルティス健康保険組合	東京都
384	野村健康保険組合	大阪府
385	ノリタケグループ健康保険組合	愛知県
386	バイエル健康保険組合	大阪府
387	パイロット健康保険組合	東京都
388	長谷工健康保険組合	東京都

389	パッケージ工業健康保険組合	東京都
390	パナソニック健康保険組合	大阪府
391	パレット健康保険組合	東京都
392	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
393	東日本電線工業健康保険組合	東京都
394	東淀川健康保険組合	大阪府
395	ひかり健康保険組合	東京都
396	日立健康保険組合	東京都
397	日立工機健康保険組合	茨城県
398	日立物流健康保険組合	東京都
399	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
400	兵庫県建築健康保険組合	兵庫県
401	ファイザー健康保険組合	東京都
402	フィデア健康保険組合	山形県
403	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
404	福井村田製作所健康保険組合	福井県
405	福岡県農協健康保険組合	福岡県
406	服装健康保険組合	東京都
407	フジクラ健康保険組合	東京都
408	不二越健康保険組合	富山県
409	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
410	富士車輛健康保険組合	滋賀県
411	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
412	富士電機健康保険組合	東京都
413	フジパングループ健康保険組合	愛知県
414	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
415	不二家健康保険組合	東京都
416	双葉電子健康保険組合	千葉県

417	ブラザー健康保険組合	愛知県
418	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都
419	古河健康保険組合	東京都
420	プレス工業健康保険組合	神奈川県
421	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県
422	ベンチャーバンク健康保険組合	東京都
423	法政大学健康保険組合	東京都
424	報徳同栄健康保険組合	静岡県
425	北陸情報産業健康保険組合	石川県
426	北海道医療健康保険組合	北海道
427	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
428	北海道新聞社健康保険組合	北海道
429	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
430	北國新聞健康保険組合	石川県
431	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
432	ホンダ健康保険組合	東京都
433	マーレ健康保険組合	埼玉県
434	マイクロソフト健康保険組合	東京都
435	前田道路健康保険組合	東京都
436	マキタ健康保険組合	愛知県
437	マクニカ健康保険組合	神奈川県
438	マツモトキヨシグループ健康保険組合	千葉県
439	丸八真綿健康保険組合	神奈川県
440	マルハニチロ健康保険組合	東京都
441	丸紅連合健康保険組合	大阪府
442	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
443	三重県自動車販売健康保険組合	三重県
444	三重県農協健康保険組合	三重県

445	巴川製紙所健康保険組合	静岡県
446	ミサワホーム健康保険組合	東京都
447	三井E & S 健康保険組合	千葉県
448	三井化学健康保険組合	東京都
449	三井住友海上健康保険組合	東京都
450	三井住友銀行健康保険組合	東京都
451	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
452	三井倉庫ホールディングス健康保険組合	東京都
453	三井物産健康保険組合	東京都
454	三菱UFJ 銀行健康保険組合	東京都
455	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都
456	三菱地所健康保険組合	東京都
457	三菱自動車健康保険組合	東京都
458	三菱重工健康保険組合	東京都
459	三菱商事健康保険組合	東京都
460	三菱伸銅健康保険組合	福島県
461	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
462	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県
463	宮崎銀行健康保険組合	宮崎県
464	みらかグループ健康保険組合	東京都
465	民間放送健康保険組合	東京都
466	村田製作所健康保険組合	京都府
467	明治グループ健康保険組合	東京都
468	メイテック健康保険組合	東京都
469	明電舎健康保険組合	東京都
470	名糖健康保険組合	東京都
471	メットライフ健康保険組合	東京都
472	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県

473	森永健康保険組合	東京都
474	ヤクルト健康保険組合	東京都
475	安川電機健康保険組合	福岡県
476	安田日本興亜健康保険組合	東京都
477	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
478	山善健康保険組合	大阪府
479	やまと健康保険組合	東京都
480	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
481	ヤマハ健康保険組合	静岡県
482	ヤンマー健康保険組合	大阪府
483	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
484	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
485	ユニチカ健康保険組合	大阪府
486	横河電機健康保険組合	東京都
487	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
488	横浜港運健康保険組合	神奈川県
489	横浜ゴム健康保険組合	東京都
490	四電工健康保険組合	香川県
491	楽天健康保険組合	東京都
492	ラサ工業健康保険組合	東京都
493	リクルート健康保険組合	東京都
494	理研健康保険組合	東京都
495	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都
496	リズム時計健康保険組合	埼玉県
497	ルネサス健康保険組合	東京都
498	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
499	ロッテ健康保険組合	東京都
500	ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合	東京都

501	ワールド健康保険組合健康保険組合	兵庫県
502	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	岐阜県医師国保組合	岐阜県
2	岐阜県建設国保組合	岐阜県
3	鳥取県医師国保組合	鳥取県
4	岡山県医師国保組合	岡山県
5	中四国薬剤師国保組合	岡山県
6	岡山県建設国保組合	岡山県
7	広島県医師国保組合	広島県
8	広島県建設国保組合	広島県
9	高知県医師国保組合	高知県
10	福岡県歯科医師国保組合	福岡県
11	福岡県薬剤師国保組合	福岡県

事 務 連 絡
平成25年 1 月 24 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて

北海道における暴風雪被害に係る診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

記

1 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等について

（１）被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとする。

① 保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。

② 保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。

なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載すること。

③ 上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当

該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとする。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出すべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

- ④ 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災①」と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災②」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年８月７日保険発第82号）に基づき記載すること。

- ・ 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成24年11月28日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
- ・ 暴風雪被害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
- ・ 暴風雪に伴う被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成24年11月28日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとする。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成25年1月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

2 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

1. 事務連絡1（1）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- 被保険者証の「記号」は記録しない。
- 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する。
- 摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。
- 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

2. 事務連絡1（1）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- 「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記1と同様に、
 - 「記号」は記録しない。
 - 「番号」は「99999999（9桁）」を記録する。
 - 摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

3. 事務連絡1（2）関連

本事務連絡1（2）において、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

4. 事務連絡1（4）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、平成30年10月末までの診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 平成30年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市町村が所在する府県の後期高齢者医療
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合

(詳細は、厚生労働省HP「平成30年7月豪雨関連情報」における「平成30年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[島根県]

江津市 島根県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



平成30年7月13日時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[福岡県]

飯塚市 福岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[愛媛県]

今治市 宇和島市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町
愛媛県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[岡山県]

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市
浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 苫田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町
小田郡矢掛町 岡山県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

高山市 関市 中津川市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市
下呂市
加茂郡坂祝町 加茂郡七宗町 加茂郡八百津町 加茂郡白川町 加茂郡東白川村 大野郡白川村
岐阜市 美濃市 加茂郡富加町 加茂郡川辺町 岐阜県後期高齢者医療広域連合
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください）

- ※ いこの免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[広島県]

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町
安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町 広島県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[高知県]

安芸市 香南市 長岡郡本山町 宿毛市 土佐清水市 幡多郡三原村 幡多郡大月町
高知県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[鳥取県]

鳥取市 東伯郡三朝町 西伯郡南部町 西伯郡伯耆町 日野郡日南町 日野郡日野町 日野郡江府町
八頭郡若桜町 八頭郡智頭町 八頭郡八頭町 鳥取県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[兵庫県]

豊岡市 篠山市 朝来市 宍粟市 赤穂郡上郡町 美方郡香美町 姫路市 西脇市 丹波市
多可郡多可町 佐用郡佐用町 養父市 たつの市 神崎郡市川町 神崎郡神河町
兵庫県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



平成30年7月13日時点

医療機関等を受診できます

- 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

（平成30年10月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[京都府]

福知山市（※1） 舞鶴市（※1） 綾部市（※1） 宮津市 京丹後市 南丹市（※1） 船井郡京丹波町 与謝郡伊根町（※1） 与謝郡与謝野町（※2） 京都府後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

（※1）国民健康保険のみ （※2）介護保険のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。